

第 13 回川崎市債投資家懇談会議事要旨

日時：平成 24 年 9 月 5 日（水）午前 10 時～午前 11 時 30 分

場所：グラントウキョウ ノースタワー18 階
大和コンファレンスホール A1

1 開会

- （1）川崎市から、「3 月 22 日に機関投資家向け I R、8 月 29 日には個人向け I Rを実施した。今後は 10 月 26 日に市場公募地方債発行団体の合同 I R、来年 3 月下旬には機関投資家向け I Rを予定。広く市債について機関投資家あるいは住民の方々に対して P Rしている。今回を含め 2 回の投資家懇談会において、川崎市債に対する理解をより深めていただくため、川崎市の施策や市債に対する投資家の皆さんの忌憚のないご意見をいただき、より魅力的な川崎市債の発行に繋げていきたい」旨、挨拶があった。
- （2）参加メンバーおよび事務局員の紹介及び、投資家懇談会の運営方法等について説明があった。
- （3）規定により座長選出の手続きが執られ、東洋大学の稲生教授が本会合の座長に選出された。

2 議事

- （1）川崎市から、①川崎市の財政状況（資料 1、2）、②平成 24 年度川崎市起債運営の考え方（資料 3）、③行財政改革の取組（資料 4）、④平成 23 年度決算見込（資料 5、6）について説明を行い、メンバー間で自由に質疑応答を行った。
- （2）質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下の通り。

Q：プライマリーバランスについて、今のところは順調に黒字を計上できている。しかしながら、経済が全般にやや伸び悩んでいる状況の中で、市債以外の歳入の伸びが横ばいになっている一方、公債費以外の歳出が概して伸びているような状況であり、ゆくゆくはプライマリーバランスが赤字に転落するのではと懸念される。プライマリーバランスについて、これからの見通しをお聞かせいただきたい。

A：プライマリーバランスは非常に重要な指標と考えている。市債の発行についてはできる限り平準化すべく計画的に発行しており、それに合わせて歳出も平準化するような取組みを実施している。常にプライマリーバランスが黒字になるように予算計上をすること、決算においては歳出が落ちる場合、これに合わせて決算上は市債の発行も落ちるので、確実に黒

字を確保するように市債管理の取組をしている。したがって、将来的にも黒字化は達成できると見ている。年度によっては若干の赤字ということもあるかもしれないが、基本的には黒字を目指していくという方針である。

Q : 公営企業会計の状況に関し、長らく赤字を計上していた病院事業会計が黒字転換した理由は？また、診療報酬改定の影響もあったのか？

A : 経営健全化計画の中で、人件費等、費用の見直しを行った結果、22 年度から大きな黒字となり、23 年度も引き続き黒字を計上。新たに病院を設置すると建物の償却以上に設備の償却が大きく、また、設備関係の償却は5年くらいで終わるので、これらの建物と設備の償却費が落ちてきていることが黒字化の背景だと考えている。

一方、22 年度は全国的に病院事業が黒字になった。診療報酬改定があったのでプラスに転じたと考える。病院については利用料金の設定が自由にできないため、診療報酬改定の影響は大きかった。

Q : 土地開発公社の状況に関し、健全化計画の取組によって公社保有土地の簿価総額は縮減傾向にある。これを時価で見た場合、含み損はあるか？

A : 今の時価は簿価のだいたい3割程度。土地開発公社については、行財政改革プランに基づき、法人のあり方自体について検討を進めている。

Q : 臨時財政対策債は、地方から見るとこれは交付税措置であり国の負担である言え、一方、国から見るとこれは地方の負担であると言われる。臨時財政対策債に関する川崎市のスタンスは？

A : 川崎市を含め、特に政令指定都市は仕組み上、臨時財政対策債の割当が一般市に比べると多く、活用しなくて済めばよいと考える。しかし、国の地方交付税制度の中で、財源不足について本来は普通交付税ということで交付されるべきものが、そもそも税収が上がらないので交付税原資が足りない状況である。本来は法定率を上げて不足分を手当てすべきところであるが、なかなかそうもいかないということで平成13年から臨時財政対策債ということで国と地方が折半して、半分は地方で借金してくださいという制度が始まっている。したがって、財政制度上、財源として使わざるを得ない。それについて臨時財政対策債の元利償還が後年度の基準財政需要額に算定されるので、財源をならすという意味では非常に合理的な制度だと考えている。

川崎市の現実の予算を見ると、足りない部分が生じ、この不足分をそのまま歳出削減とすると、市民サービスへの影響がかなり出てしまう。平

成 26 年度に収支均衡するというプランを掲げていることから、足りない部分については減債基金から借り入れるとしても、これ自体がイレギュラーな財源対策であるため、なるべく避けたい。

一方、財源の不足は現実としてあり、本来は交付税で賄うべきところだが、交付税が支給されない場合は、財政制度上認められた臨時財政対策債を活用することになる。最終的には財源不足にならないように、財政フレーム（健全な財政構造の構築に向けた取組目標）の取り組みを通して、中長期的に改善を図る。

Q： 特例公債法案が見送りにより、地方交付税交付金のも延期されることになるが、川崎市の資金繰りに対する影響は？

A： 当社は、9 月 4 日に予定されていた地方交付税交付の執行が止まっている。金額は全国で 4.1 兆円、川崎市で 5,500 万円である。

本年度の交付税決定額は 4 億 5,000 万円であり、うち 3 億 4,000 万円が交付済みである。今後は 9 月と 12 月の 2 回に分けて 5,500 万円ずつ入る予定であったが、現在は止まっており、国会の会期末まで政府の動きがわからない状況。閣議決定されれば、例えば、一部抑制されて交付されとか、市町村等の財政力の弱いところには配慮するというような話もありますが、一方、指定都市がその中に入るのかどうかとは、不透明なところがある。

資金繰りへの影響であるが、資金収支上、5,000 万円くらいは誤差の範囲。ただし、今後長引くようであれば、毎月 70～100 億円近い影響が出てくる。この場合には一時借入や基金の振替運用等で対応して市民生活には影響が出ないようにやっていきたいと考えている。いずれにせよ、できるだけ早く法案が通ることを願っている。

資金の収支上からいうと川崎市は例年、固定資産税が 4 月、5 月に入ってきてプラスに反転、一方、例年秋口からだんだん資金がなくなってきて 12 月がマイナスのピークとなる。今年度の見込みでいえば 500 億円くらいのマイナスになると思う。この場合の対応として、一時借入、あるいは、内部に基金として現金を持っているので基金から借りにくくなる（振替運用）。

したがって、いずれにしても、通常のやり繰りの範囲内で対応可能と考えている。

Q： 地下鉄事業の実質公債比率への影響は？今後の実質公債比率の見通しと地下鉄事業との関係について、どのように考えるか？

A : 実質公債費率は 12%、13%程度で推移しているが、地下鉄事業に着手してもピークで 14.2%と見込んでいる。

Q : 基金の運用はどうなっているか？

A : 基金の平成 23 年度の平均残高は 1,730 億円。うち、債券で運用しているのが 647 億円、預金で運用しているのが 791 億円、残り 290 億円は基金からの一時借借入という構成。

Q : どのような債券で運用しているのか？

A : 川崎市の内部規定で、債券では国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債を運用対象としているが、基本的には地方債が多い。デリバティブを組み込んだ債券は保有していない。

Q : 銀行等引受シ団に参加している金融機関からでないと、銀行等引受債については調達しないという方針か？

A : 基本的には入札を行う部分と、シ団調達を行う部分と、できるだけいろいろな資金調達方式を採ろうと考えている。

銀行等引受債については事業の進捗によって発行額がかなり少なくなる可能性が高いこともあり、ここ数年間はシ団方式でしか発行していない。基本的には少なくとも入札による調達 1 本とシ団による調達 1 本をやっていきたいと考えている。

3 閉会

事務局より、次回会合については 11 月 19 日（月）に開催を予定している旨、案内があった。

以上